

大分県肝疾患定期検査費用助成のご案内 ～申請者用～

～本事業の概要～

この事業は、定期検査未受診者の解消を図るため、B型、C型肝炎ウイルス検査の陽性者に対して、定期検査費用を助成することで、医療機関の定期的な受診によりウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図り、肝疾患の早期治療に繋げることを目的としています。

指定の医療機関（※1）で対象となる検査項目について定期検査を受診し、県への申請が承認された方に対して、医療保険を使用したあとの自己負担額を償還払い（※2）で助成します。

申請ができるのは、年度内につき2回（但し、初回精密検査の検査回数を含む。）となっています。

※1「指定の医療機関」とは？

大分県肝炎ウイルス定期検査登録医療機関（以下「定期検査登録医療機関」という。）のことで、詳しくは、大分県ホームページで確認するか（「大分県 肝炎定期」と検索）、若しくはお近くの県保健所、保健部又は県健康政策・感染症対策課へお問合せください。

※2「償還払い」とは？

医療機関で、いったん検査費用（健康保険の自己負担分）を支払っていただき、そのあと県に助成額を請求し、承認されると助成金が支払われるという仕組みです。

【対象となる方】

以下のすべてに該当する方が対象となります。

- 1 大分県内に居住している方
- 2 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がんの方
- 3 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- 4 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない方
- 5 住民税非課税世帯に属する方又は市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する方
- 6 次に掲げる事項について同意した方
（申請書の提出をもって同意したものとみなします。）
 - （1）県又は市町村から定期的に調査票が送付され、医療機関の受診状況や治療内容を確認し、連絡や情報提供を行う場合があること。
 - （2）定期検査を受診したことが市町村へ情報提供される場合があること。
 - （3）県が関係機関に、慢性肝炎、肝硬変及び肝がんであることの確認を行うこと。
 - （4）県が医療機関に対して定期検査内容等を照会すること。

【対象となる定期検査】

次の血液検査と腹部超音波検査（肝硬変・肝がんの方は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影ができます。）が対象です。検査は複数の日にわたることもあります。検査実施日は違っていても構いませんが、必ず同一の医療機関で1か月以内を目安に検査を受けてください。

ただし、医師の判断により、検査を省略することもあります。また、保険適用外の検査

については助成の対象外となります。

以下の検査項目のうち、医師が必要と判断したもの。

1 血液検査

	B型肝炎ウイルス陽性の場合	C型肝炎ウイルス陽性の場合
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD	
腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	
肝炎ウイルス関連検査	HB _e 抗原、HB _e 抗体、HBVジェノタイプ判定等	HCV血清群別判定等
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量

2 超音波検査（断層撮影法（腹部））

肝硬変・肝がんの方には、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影ができます。この場合、造影剤を使用した場合の加算等に関連する費用も対象とすることができます。

【助成対象経費】

助成の対象は、初診料、再診料、ウイルス疾患指導料、採血料、検体検査判断料及び上記検査費用となります。投薬等の治療は助成の対象外となります。

また、住民税非課税世帯に属する方は自己負担なし、市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の方は、慢性肝炎の方：2千円/回、肝硬変及び肝がんの方：3千円/回の自己負担があります。

【助成対象期間】

年度内（4月1日から翌年3月31日）に定期検査を受診し、翌年度4月末までに大分県が申請を受理したもの。

～助成までの流れ～

《漏れがないかチェックしましょう！》

【医療機関の受診】

- 定期検査を行っている医療機関を確認
(県ホームページで確認するか、保健所へお問合せください。)
- 必ず事前に、受診する医療機関に、定期検査費用助成金を申請予定と伝え、定期検査の予約をしてください。
- 過去に肝炎ウイルス検査陽性と診断された時の結果通知書や検査結果などがあれば、持参してください。

【医療機関での支払】

- 医療機関では請求された額を支払い、医療機関の領収書(レシート不可)、診療明細書及び定期検査費用の助成に係る医師の診断書(第3号様式)を必ず発行してもらってください。
※ なお、医療機関によっては、システム上の都合により診療明細書や医師の診断書発行に係る費用を請求されることがありますが、その費用は自己負担となります。

【助成の申請・請求】

- 申請書(第1号様式:必要事項を記入してください。)
- 定期検査費用の助成に係る医師の診断書(第3号様式)
※以下のいずれかに該当する場合は省略可。(慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった場合を除く。)
 - a 以前に大分県知事から定期検査費用の支払いを受けた場合
 - b 申請の日から1年以内に肝炎治療特別促進事業の申請において医師の診断書を提出している場合
 - c 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の参加者で「臨床調査個人票及び同意書」を提出している場合
- 領収書(医療機関発行。写しでも可)
- 診療明細書(医療機関発行。写しでも可)
- 世帯全員の住民票の写し
- 世帯全員(中学生以下を除く)の住民税非課税証明書又は世帯全員の市町村民税の課税年額を証する書類
※世帯全員の市町村民税所得割の合計額が235,000円以上となる場合で、市町村民税合算除外希望者(配偶者は不可)がいる場合は、扶養関係にないことを確認するため、以下の書類を提出してください。
 - 市町村民税額合算対象除外申請書(第2号様式)
 - 申請者及び配偶者と除外希望者の健康保険証等の写し
 - 申請者及び配偶者と除外希望者の税法上の扶養関係が確認できる書類(扶養人数が記入された所得・税額証明書等で可)

※ 書類に不足や不備がある場合は、助成金の支給ができない場合があります。郵送の場合は、連絡先の記入漏れがないように、特にご注意ください。

【提出先・お問合せ先】

お住まいの住所地を管轄する保健所・保健部へ持参してください。

お住まいの市町村名	保健所等名	所在地	電話
別府市、杵築市 日出町	東部保健所	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井 14-1	0977-67-2511
国東市、姫島村	国東保健部	〒873-0504 国東市国東町安国寺 786-1	0978-72-1127
臼杵市、津久見市	中部保健所	〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎 72-34	0972-62-9171
由布市	由布保健部	〒879-5421 由布市庄内町柿原 337-2	097-582-0660
佐伯市	南部保健所	〒876-0844 佐伯市向島 1-4-1	0972-22-0562
竹田市、豊後大野市	豊肥保健所	〒879-7131 豊後大野市三重町市場 934-2	0974-22-0162
日田市、九重町、 玖珠町	西部保健所	〒877-0025 日田市田島 2-2-5	0973-23-3133
中津市、宇佐市	北部保健所	〒871-0024 中津市中央町 1-10-42	0979-22-2210
豊後高田市	豊後高田保健部	〒879-0621 豊後高田市是永町 39	0978-22-3165

大分市にお住まいの方は以下の提出先に持参又は郵送してください。

お住まいの市町村名	提出先	所在地	電話
大分市	健康政策・ 感染症対策課	〒870-8501 大分市大手町 3-1-1 (県庁舎 別館4階)	097-506-2757

【県による審査・申請者への支給】

申請内容の確認を行い、支給額を決定し、申請書の受理日の翌々月を目処に指定の口座に助成金を支給します。不承認の場合は不承認通知書と提出書類を合わせて返送します。